

宇治市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和3年3月31日

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり
鳥居 進

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和2年度の都市整備部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

- 植物公園使用料収入状況(公園緑地課)
- 証明手数料収入状況(都市計画課)
- 冊子等売却等収入状況(都市計画課)
- 宅地開発等協力寄付金収入状況(開発指導課)
- 長期優良住宅認定手数料収入状況(建築指導課)
- 自転車等駐車場使用料収入状況(交通政策課)
- 委託料支出状況(公園緑地課、都市計画課、交通政策課)
- 工事請負費支出状況(公園緑地課)
- 補助金支出状況(公園緑地課、建築指導課、交通政策課)

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、都市整備部公園緑地課、都市計画課、開発指導課、建築指導課及び交通政策課における事務事業のうち、主として令和2年4月1日から同年11月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和3年1月4日から同年2月1日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年2月24日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、

今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 公園緑地課

(1) 植物公園使用料収入状況について

適正に処理されていた。

なお、平成 29 年度の前回定期監査においてレストランの施設使用料及び電気・水道料金について、納期限後の納付が見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

また、前回定期監査等において、収入事務受託者が領収した現金を、本市の指定金融機関等へ入金するまでの期間を短縮するよう検討を求めた点については改善が図られていた。

(2) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(3) 工事請負費支出状況について

適正に処理されていた。

(4) 補助金支出状況について

おおむね適正に処理されていた。

2 都市計画課

(1) 証明手数料収入状況について

前回定期監査において、窓口で領収した現金の指定金融機関等への入金遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。

適正な事務の執行を強く求める。

(2) 冊子等売却等収入状況について

前回定期監査等において、窓口で領収した現金の指定金融機関等への入金遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。早急な事務の改善を強く求める。

(3) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

3 開発指導課

(1) 宅地開発等協力寄付金収入状況について

適正に処理されていた。

4 建築指導課

- (1) 長期優良住宅認定手数料収入状況について
適正に処理されていた。
- (2) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。

5 交通政策課

- (1) 自転車等駐車場収入状況について
適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (3) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。